



令和2年4月30日

新型コロナウイルス感染症に係る 臨時休業について

名取市では、市内小・中・義務教育学校の臨時休業を5月10日（日）まで延長し、始業式及び入学式を5月11日（月）以降に実施します。

あわせて、この休業期間の変更により、放課後児童クラブの実施と公共施設の休館につきましても、次のとおり変更します。

<放課後児童クラブの実施>

5月7日（木）以降の臨時休業中も、午前8時から児童の受け入れを行います。

<公共施設の休館>

次の施設の休館期間を、5月6日（水）までとしておりましたが、宮城県に対する緊急事態宣言が延長された場合は、同じ期間延長します。

- ・市民活動支援センター（貸し事務所のみ利用可能です）
- ・子育て支援拠点センターcocol' II（相談業務のみ受け付けます）
- ・名取駅コミュニティプラザ
- ・各地区公民館11館（利用申込、相談業務のみ行います）
- ・名取市文化会館・希望の家（利用申込、相談業務のみ行います）
- ・名取市民体育館（利用申込、相談業務のみ行います）
- ・無料体育施設のうち、増田体育館、高館体育館、閑上体育館
- ・小・中学校、義務教育学校の体育館（一般開放）

※詳細は、各施設にお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症の国内（県内）感染の状況により、緊急事態宣言の期間が延長される等の場合には、再度、見直すことがあります。その際は、ご了承ください。

問い合わせ

名取市教育委員会学校教育課 黒川
TEL022(724)7171 FAX022(384)9690
健康福祉部こども支援課 朽木
TEL022(724)7118 FAX022(302)3223
健康福祉部保健センター 芳賀・安部
TEL022(382)2456 FAX022(382)3041